文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、文教委員長報告のと おり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

〇蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の 報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信厚生委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 平成25年第2回市 議会定例会において、厚生常任委員会に付託に なりました議案6件について、審査をいたしま した経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日 に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の 出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第16号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、背景にある地域主権一括法の施行により、庁内あるいは福祉生活あんしん課の中では、長井市としてどのような方向で施策を展開していくかという意思統一や検討がされたのかとの質疑がなされ、福祉生活

あんしん課長からは、庁内では地域主権一括法 関連の条例案については3月議会に提案しよう ということで話し合いがされてきたが、各条例 案の内容については各課に任せられている。福 祉生活あんしん課としては県内の各保険者との 情報交換などをしてきた。県内の各保険者の中 ではそれぞれの考え方はあるが、長井市が特別 に飛び抜けているというものではない。課の中 では、施設に入所される方に経済的な面で負担 にならないような考え方で進めたいということ で、多床室を認める方向で検討してきたとの答 弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、関係する介護施設に対して、施設の状況や条例に反映させたいことなど、意向調査やヒアリングを行った上でこの条例案の提案となったのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、記録の整備について、長井市の案では介護給付費の過誤請求の時効期限である5年間に合わせているが、それぞれの事業者に対し5年と定めてはどうかと意向を聞いている。しかし、条例案を示しながらの意向調査やヒアリングなどはしていない。また、パブリックコメントを実施した結果、意見はなかったとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員については、国の基準1人に対し、長井市の基準案では4人以下としている。プライバシーへの配慮やサービスの向上からすれば基本的には個室にすべきと思う。現在も居室定員4人の施設があるので、当面の間は4人以下という基準でも仕方ないと思うが、将来は国の基準である個室に向けて誘導すべきではないか。目指すべきところを明確にして対応すべきだと思うが、どうかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、世の中の流れが個室化に向かっている中にあって、地域密着型の29人以下の特老については多床室を認め、低所得者などの利用者の負担軽減が図られるよう

な施設があってもよいのではないかということで4人以下とした。この条例は平成25年4月からの適用となるが、施設のあり方については逐次勉強しながら、個室化に向けた誘導策について検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 長井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市障害程度区分認定 審査会の委員定数等を定める条例の一部を改正 する条例の制定について及び議案第27号 長井 市地域生活支援事業負担金徴収条例の一部を改 正する条例の制定についての2件について申し 上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の施行に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、議案第26号及び議案第27号については、いずれも全員一致で原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。 本案は、介護保険料の納期をふやすための所要の改正を行うため提案されたものであります。 採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定 について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める等の所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、条例案第19条第4号の「前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者」というのはかなり曖昧な表現だと感じている。実際に市長が認める際の基準が必要だと思うが、どうかとの質疑がなされ、市民課長からは、現在、業務に従事している職員が取得している一般財団法人日本環境衛生センターが認定する廃棄物処理施設技術管理者の資格が今後も基準になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案 件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません か

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

それでは、日程第7、議案第16号 長井市指

定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の設定につい てから、日程第12、議案第29号 長井市廃棄物 の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてまでの6件について、討論 の通告がありませんので、討論を終結し、順次 採決いたします。

まず、日程第7、議案第16号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員 の起立を求めます。

(起立全員)

〇蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第17号 長井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員 の起立を求めます。

(起立全員)

〇蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第26号 長井市障害程 度区分認定審査会の委員定数等を定める条例の 一部を改正する条例の制定についての1件につ いて、厚生委員長の報告は、原案可決でありま す。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、厚生委員長報告のと おり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第27号 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、厚生委員長報告のと おり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第28号 長井市介護保 険条例の一部を改正する条例の制定についての 1件について、厚生委員長の報告は、原案可決 であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、厚生委員長報告のと おり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第29号 長井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、厚生委員長報告のと おり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告